

## 介護老人保健施設 慈恵苑

### 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人 稲穂会が開設する介護老人保健施設 慈恵苑(以下「当施設」という。)において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは(介護予防通所リハビリテーション)、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

(1) 施設名 介護老人保健施設 慈恵苑

- (2) 開設年月日 平成 1年 8月18日
- (3) 所在地 熊本県天草郡苓北町上津深江278-10
- (4) 電話番号 0969-37-1567 FAX 番号0969-37-1536
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(4353280011号)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当施設の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りであり、必要職については法令の定めるところによる。

- 一 管理者 1名  
管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の統括管理、指導を行う。
- 二 医師 1名(併設病院兼務)以上  
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。
- 三 薬剤師 1名(併設病院兼務)  
薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する。
- 四 看護職員 5名以上  
看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- 五 介護職員 15名以上  
介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- 六 支援相談員 1名以上  
支援相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- 七 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等 1名(併設病院兼務)以上  
理学療法士又は作業療法士・言語聴覚士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- 八 栄養士 1名以上  
栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- 九 介護支援専門員 1名  
介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題並びに診療の方針に基づき、施設サービス計画を作成するとともに、サービス提供に当たる他の従業者と、適宜協議を行う等のチームアプローチを基本とした連携を図り、同計画の適切な実施及びその変更等に係る業務を行う。
- 十 事務員 1名  
事務員は、施設の円滑な運営に資するよう、適切な事務の処理を行う。  
但し、併設施設との職員の兼務等により配置しない場合もある。

(営業日及び営業時間)

第6条 当施設の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から日曜日までの7日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

(利用定員)

第7条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーションを含む)の利用定員数は、20人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

天草郡苓北町、天草市五和町、天草町及び本渡地域

(身体拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
- (3) 虐待を防止する為の定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、そ

の発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・ 当施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととします。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととします。
- ・ 飲酒・火気の取り扱いは、当施設内においては厳禁とします。
- ・ 喫煙につきましては、施設内の喫煙場所をご利用下さい（原則煙草につきましては施設預かりとさせていただきます。）
- ・ 金銭・貴重品の管理は、利用申込み時に協議し当施設にて管理する場合は当法人にて別途定める預かり金管理規定によります。
- ・ ペットの持ち込みは、厳禁とします。
- ・ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用時の医療機関での受診は、出来ません。但し急変等体調の変化がみられた場合には、通所リハビリの利用を中止し医療機関への受診等状態に応じた対応をとります。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当施設職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、当施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上  
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第19条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第21条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団 稲穂会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第22条 当施設職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第23条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - (1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止の為に、対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 当施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人 稲穂会の理事会において定めるものとする。

附則 この運営規定は、平成12年 4月 1日より施行します。

- 変更 平成14年 9月 1日
- 変更 平成15年 4月 1日
- 変更 平成15年 8月 1日
- 変更 平成17年 5月 1日
- 変更 平成17年10月 1日
- 変更 平成18年10月 1日
- 変更 平成19年10月11日
- 変更 平成21年 8月 1日
- 変更 平成24年 4月 1日
- 変更 平成26年 6月16日
- 変更 平成28年 4月 1日
- 変更 令和 5年10月 1日